

# 国家戦略特区WG ヒアリング

---

国土交通省 住宅局  
建築指導課

平成28年4月7日

## 特定建築物【令第4条】

### 多数の者が利用する建築物

(例)「学校」、「事務所」、「共同住宅」、「工場」、「老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの」など

## 特別特定建築物【令第5条】

### 不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物

(例)「盲学校、聾学校又は養護学校」、「保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署」、「老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)」など

注: 条例により、特別特定建築物に、特定建築物を追加可

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

- ① **2,000㎡以上**(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**
- ② **2,000㎡未満、及び既存建築物**に対して建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

注: 条例により、面積要件の引下げ可

## 建築物移動等円滑化基準【令第10条～第23条】 【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物特定施設\*の構造及び配置に関する基準。

(例)・車いす使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保 ・車いす使用者用のトイレがひとつはある など

\*出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場等を指す。

注: 条例により、必要な事項の付加可

## 建築物移動等円滑化誘導基準【省令】 【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**誘導すべき**建築物特定施設\*の構造及び配置に関する基準。(※義務づけの対象ではない)

(例)・車いす使用者同士がすれ違える廊下幅の確保 ・車いす使用者用のトイレが必要な階にある など

**計画の認定【法第17条】**(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

## 出入口

### ○主な基準

	義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※2

※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準

※2 直接地上に通じる出入口は120cm以上



## 廊下等

### ○主な基準

	義務基準	誘導基準
廊下の幅	120cm以上※1	180cm以上※2

※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準

※2 廊下の状況により緩和・適用除外あり



## 傾斜路

### ○主な基準

	義務基準	誘導基準
手すり	片側設置※1	両側設置※1
傾斜路の幅	120cm以上※2	150cm以上※2

※1 低位部分は適用除外

※2 傾斜路の状況により緩和・適用除外あり



## エレベーター及びその乗降ロビー

### ○主な基準

	義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※3
かごの幅	140cm以上※1・2	160cm以上※3
乗降ロビーの広さ	150cm角以上※1・2	180cm角以上※3

※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準(適用除外あり)

※2 2000㎡以上の建築物における不特定多数の者が利用するものに限る

※3 不特定多数の者が利用するもので必要階に停止する1以上のものに限る



## 便所

### ○主な基準

	義務基準	誘導基準
車いす使用者用便房の数	建物に1以上	各階に原則2%以上
オストメイト対応水洗器具を設けた便房の数	建物に1以上	各階に1以上



※その他以下の施設に係る基準がある。

- ・階段
- ・ホテル又は旅館の客室
- ・敷地内の通路
- ・駐車場
- ・標識
- ・案内設備 等

(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該特別特定建築物(次項において「新築特別特定建築物」という。)を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準(以下「建築物移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

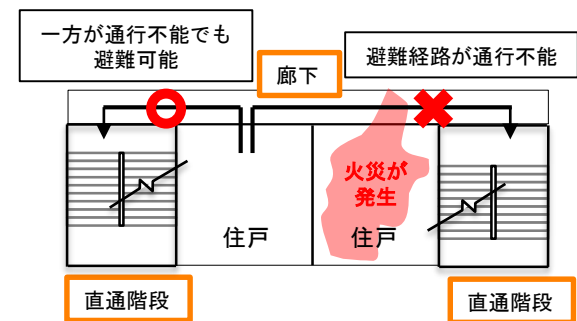
3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 前三項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。

5 建築主等(第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。)は、その建築をしようし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物(同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。)を建築物移動等円滑化基準(同項の条例で付加した事項を含む。第十七条第三項第一号を除き、以下同じ。)に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## < 2以上の直通階段の設置の目的 >

2以上の直通階段を設けて2方向に避難路を確保することにより、火災時に一方が通行不能となった場合にも、他方へ避難できる経路を確保しておくことで安全性を高めること。



	2以上の直通階段が必要な規模	保育所へ用途変更する場合に新たに規定がかかるケース
保育所	保育室等の床面積の合計が <u>50㎡以上</u> の階 (鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の場合は、 <u>100㎡以上</u> )	—
共同住宅	共同住宅の居室の床面積の合計が <u>100㎡以上</u> の階 (鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の場合は、 <u>200㎡以上</u> )	居室の床面積の合計が <u>100㎡未満</u> の階に <u>50㎡以上の保育室等を配置する場合</u> (鉄筋コンクリート造や鉄骨造等の場合は <u>200㎡未満</u> の階に <u>100㎡以上の保育室等を配置する場合</u> )
戸建住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6階以上に居室がある階</li> <li>・5階以下の階で居室の床面積の合計が次の①、②に該当する階</li> <li>①避難階の直上階：<u>200㎡以上</u> (鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の場合は、<u>400㎡以上</u>)</li> <li>②その他の階：<u>100㎡以上</u> (鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の場合は、<u>200㎡以上</u>)</li> </ul>	<u>2階以上の階に50㎡以上の保育室等を配置する場合</u> (鉄筋コンクリート造や鉄骨造等の場合は <u>100㎡以上の保育室等を配置する場合</u> )

- ・小規模保育事業を行う施設は、主として自力避難が困難な乳幼児が利用することが想定される。
  - ・小規模保育事業を行う施設においては、利用定員が比較的多く、配置基準上は職員一人あたりの乳幼児の対応人数も多いことから、火災時などに乳幼児を避難させるのに時間を要することが想定される。
  - ・小規模保育事業等の基準は、厚生労働省令で定める基準※を踏まえ、市町村が条例として定める必要がある。
- ※「従うべき基準」と「参酌すべき基準」がある。

		保育所	小規模保育事業 (A型、B型、C型)	家庭的保育事業
利用定員		20人～	【A型、B型】 6人～19人 【C型】 6人～10人	～5人
条例で定める基準	職員一人あたりの受入可能数 (従うべき基準)	0歳児:3人 1・2歳児:6人	【A型、B型】 0歳児:3人 1・2歳児:6人 【C型】 0～2歳児:3人	0～2歳児:3人
	二階以上に保育室を設ける場合の防火・避難上の施設・設備の基準 (参酌すべき基準)	・耐火建築物等の要求 ・常用階段及び避難用階段 (傾斜路、バルコニーを含む)	・耐火建築物等の要求 ・常用階段及び避難用階段 (傾斜路、バルコニーを含む)	—

※ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の規定を整理したもの



(二以上の直通階段を設ける場合)

第二百一十一条 建築物の避難階以外の階が次の各号のいずれかに該当する場合には、その階から避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段を設けなければならない。

四 病院若しくは診療所の用途に供する階でその階における病室の床面積の合計又は児童福祉施設等の用途に供する階でその階における児童福祉施設等の主たる用途に供する居室の床面積の合計が、それぞれ五十平方メートルを超えるもの

五 ホテル、旅館若しくは下宿の用途に供する階でその階における宿泊室の床面積の合計、共同住宅の用途に供する階でその階における居室の床面積の合計又は寄宿舎の用途に供する階でその階における寝室の床面積の合計が、それぞれ百平方メートルを超えるもの

六 前各号に掲げる階以外の階で次のイ又はロに該当するもの

イ 六階以上の階でその階に居室を有するもの(第一号から第四号までに掲げる用途に供する階以外の階で、その階の居室の床面積の合計が百平方メートルを超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で第二百二十三条第二項又は第三項の規定に適合するものが設けられているものを除く。)

ロ 五階以下の階でその階における居室の床面積の合計が避難階の直上階にあつては二百平方メートルを、その他の階にあつては百平方メートルを超えるもの

2 主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物について前項の規定を適用する場合には、同項中「五十平方メートル」とあるのは「百平方メートル」と、「百平方メートル」とあるのは「二百平方メートル」と、「二百平方メートル」とあるのは「四百平方メートル」とする。